

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社横浜銀行

(E03559)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	18
(1) 【主要な設備の状況】	18
(2) 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
(1) 【株式の総数等】	20
【株式の総数】	20
【発行済株式】	20
(2) 【新株予約権等の状況】	20
(3) 【ライツプランの内容】	24
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	25
(5) 【大株主の状況】	25
(6) 【議決権の状況】	26
【発行済株式】	26
【自己株式等】	26
2 【株価の推移】	26
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【中間連結財務諸表】	28
(1) 【中間連結貸借対照表】	28
(2) 【中間連結損益計算書】	29
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	30

(4)	【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	33
	【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	35
	【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	41
	【追加情報】	42
	【注記事項】	43
	【事業の種類別セグメント情報】	60
	【所在地別セグメント情報】	61
	【国際業務経常収益】	61
2	【その他】	63
3	【中間財務諸表】	64
(1)	【中間貸借対照表】	64
(2)	【中間損益計算書】	65
(3)	【中間株主資本等変動計算書】	66
	【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	69
	【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	73
	【表示方法の変更】	73
	【追加情報】	73
	【注記事項】	74
4	【その他】	77
	第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	78
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月18日
【四半期会計期間】	第149期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 小川 是
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045)225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03)3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 高橋 和博
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度
		中間連結会計期間 (自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	平成19年度 (自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	平成20年度 (自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	144,001	177,678	154,256	317,949	338,729
連結経常利益	百万円	56,174	24,165	21,447	111,810	8,449
連結中間純利益	百万円	34,645	15,115	12,826	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	68,270	7,344
連結純資産額	百万円	757,355	735,039	743,168	748,348	714,086
連結総資産額	百万円	11,489,706	11,647,488	11,886,830	11,989,520	12,034,535
1株当たり純資産額	円	519.70	507.49	510.81	513.03	489.49
1株当たり中間純利益金額	円	24.97	11.04	9.43	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	49.52	5.38
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	24.92	11.02	9.42	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	49.43	5.38
自己資本比率	%	6.1	5.9	5.8	5.8	5.5
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.79	10.19	11.53	10.80	10.92
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	191,948	82,735	87,932	97,986	116,983
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	237,324	108,313	68,502	141,953	30,328
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	29,595	35,522	32,622	36,953	34,421
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	220,476	201,734	384,743	211,666	332,711
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,404 [4,205]	4,706 [4,100]	4,883 [4,301]	4,349 [4,068]	4,743 [4,102]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。

4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国内基準を採用しております。

5. 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第147期中	第148期中	第149期中	第147期	第148期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	141,865	155,509	130,703	293,098	292,609
経常利益	百万円	55,814	25,804	22,181	109,874	9,629
中間純利益	百万円	34,092	16,034	13,185	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	66,468	8,653
資本金	百万円	215,526	215,628	215,628	215,597	215,628
発行済株式総数	千株	1,392,673	1,371,071	1,361,071	1,370,947	1,361,071
純資産額	百万円	711,320	689,467	694,920	701,245	665,595
総資産額	百万円	11,122,456	11,288,428	11,563,127	11,625,677	11,693,332
預金残高	百万円	9,654,952	9,819,212	10,028,148	9,996,893	10,175,032
貸出金残高	百万円	8,447,762	8,790,801	8,737,583	8,578,995	9,008,333
有価証券残高	百万円	1,413,199	1,249,704	1,466,459	1,410,983	1,357,930
1株当たり配当額	円	5.00	5.00	5.00	11.50	10.00
自己資本比率	%	6.3	6.1	6.0	6.0	5.6
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.80	10.13	11.33	10.78	10.78
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,752 [356]	4,027 [346]	4,050 [342]	3,701 [353]	3,944 [343]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
4. 第147期(平成20年3月)の1株当たり配当額のうち1.50円は特別配当であります。
5. 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、関係会社の状況については、重要な変更はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	4,883 [4,301]
---------	------------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,361人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	4,050 [342]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員355人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員10名を含んでおります。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、各種経済対策の効果により景気は持ち直しに向けて歩みを進めたものの、民間部門では依然として厳しい状況が続きました。すなわち、世界的な在庫調整の進展や各国の景気刺激策などを受けて輸出が増加し、企業の生産は持ち直しの動きが続きました。また、公共投資も経済対策の執行に伴って堅調に推移しました。しかし、企業収益の大幅な悪化が続くなかで企業の設備投資は引き続き減少し、個人消費についても、いわゆるエコカー減税やエコポイント制度などにより耐久財消費が持ち直したものの、夏のボーナスが大きく落ち込むなど雇用・所得情勢が厳しさを増すなかで基調的には弱めの動きとなりました。

神奈川県経済につきましては、一部に上向きの動きがみられたものの、総じてみれば低調に推移しました。すなわち、輸出が増加基調で推移し、また政府の景気対策の効果により乗用車や家電製品の販売が上向きしました。しかし、厳しい企業業績を反映して設備投資の抑制基調が続き、また夏のボーナスの減少など雇用・所得情勢の悪化を背景に個人消費や住宅投資も基調として弱い動きとなりました。

金融面では、日本銀行の潤沢な資金供給を背景に、短期金利が低位で安定的に推移しました。一方、長期金利は景気の先行きに対する慎重な見方などを背景に、水準を切り下げました。

こうした経済金融環境のもとで、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」の実現を目指し、当行グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、当第2四半期連結会計期間中は2,807億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は10兆140億円となり、前第2四半期連結会計期間末残高に比しては2,282億円の増加となりました。このうち、定期性預金は当第2四半期連結会計期間中に439億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆4,850億円となりました。

貸出金は、当第2四半期連結会計期間中に1,360億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は8兆6,991億円となり、前第2四半期連結会計期間末残高に比しても350億円の減少となりました。

有価証券は、当第2四半期連結会計期間中に144億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆4,570億円となり、前第2四半期連結会計期間末残高に比しても2,110億円の増加となりました。

総資産は、当第2四半期連結会計期間中に867億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は11兆8,868億円となり前第2四半期連結会計期間末残高に比しては2,394億円の増加となりました。

当第2四半期連結会計期間の損益につきましては、前第2四半期連結会計期間に比して資金運用収益が減少し経常収益が790億1千5百万円となったものの、前第2四半期連結会計期間に比して資金調達費用が減少し経常費用が674億3千9百万円となったことから、経常利益が115億7千5百万円、四半期純利益が68億4千万円となり、前第2四半期連結会計期間に比して、経常利益は98億1百万円増加し、四半期純利益は53億4百万円の増加となりました。

事業の種類別セグメントの状況につきましては、銀行業務の経常収益は676億8千3百万円（前第2四半期連結会計期間の経常収益は814億8千1百万円）、経常利益は115億1百万円（前第2四半期連結会計期間の経常利益は33億7千4百万円）となりました。また、リース業務の経常収益は94億6千4百万円（前第2四半期連結会計期間の経常収益は103億9百万円）、経常損失は1億7千2百万円（前第2四半期連結会計期間の経常損失は5億9千2百万円）、その他の事業の経常収益は39億6千2百万円（前第2四半期連結会計期間の経常収益は22億8千2百万円）、経常利益は2億2千6百万円（前第2四半期連結会計期間の経常損失は10億4千7百万円）となりました。

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、前第2四半期連結会計期間比31億47百万円減少して447億84百万円、役務取引等収支は、前第2四半期連結会計期間比7億76百万円増加して99億63百万円、特定取引収支は、前第2四半期連結会計期間比1億63百万円増加して3億40百万円、その他業務収支は、前第2四半期連結会計期間比40億63百万円増加して25億24百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	47,628	303	-	47,931
	当第2四半期連結会計期間	44,481	303	-	44,784
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	57,975	303	303	57,975
	当第2四半期連結会計期間	49,480	303	303	49,480
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	10,347	-	303	10,043
	当第2四半期連結会計期間	4,999	-	303	4,695
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	9,187	0	-	9,187
	当第2四半期連結会計期間	9,965	2	-	9,963
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	12,289	-	-	12,289
	当第2四半期連結会計期間	13,052	-	-	13,052
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	3,101	0	-	3,101
	当第2四半期連結会計期間	3,087	2	-	3,089
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	177	-	-	177
	当第2四半期連結会計期間	340	-	-	340
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	177	-	-	177
	当第2四半期連結会計期間	359	-	-	359
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結会計期間	19	-	-	19
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,539	-	-	1,539
	当第2四半期連結会計期間	2,524	-	-	2,524
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	13,049	-	-	13,049
	当第2四半期連結会計期間	11,414	-	-	11,414
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	14,588	-	-	14,588
	当第2四半期連結会計期間	8,890	-	-	8,890

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、前第2四半期連結会計期間比7億63百万円増加して130億52百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前第2四半期連結会計期間比12百万円減少して30億89百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前第2四半期連結会計期間比7億76百万円増加して99億63百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	12,289	-	-	12,289
	当第2四半期連結会計期間	13,052	-	-	13,052
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	4,826	-	-	4,826
	当第2四半期連結会計期間	4,481	-	-	4,481
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	2,750	-	-	2,750
	当第2四半期連結会計期間	2,855	-	-	2,855
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	2,029	-	-	2,029
	当第2四半期連結会計期間	2,548	-	-	2,548
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	331	-	-	331
	当第2四半期連結会計期間	263	-	-	263
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	2	-	-	2
	当第2四半期連結会計期間	2	-	-	2
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	964	-	-	964
	当第2四半期連結会計期間	1,006	-	-	1,006
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	3,101	0	-	3,101
	当第2四半期連結会計期間	3,087	2	-	3,089
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	484	-	-	484
	当第2四半期連結会計期間	456	-	-	456

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	平成20年9月30日	9,785,878	-	12	9,785,865
	平成21年9月30日	10,014,075	-	19	10,014,056
うち流動性預金	平成20年9月30日	6,168,914	-	-	6,168,914
	平成21年9月30日	6,345,756	-	-	6,345,756
うち定期性預金	平成20年9月30日	3,480,261	-	-	3,480,261
	平成21年9月30日	3,485,059	-	-	3,485,059
うちその他	平成20年9月30日	136,701	-	12	136,688
	平成21年9月30日	183,259	-	19	183,239
譲渡性預金	平成20年9月30日	185,190	-	-	185,190
	平成21年9月30日	212,293	-	-	212,293
総合計	平成20年9月30日	9,971,068	-	12	9,971,055
	平成21年9月30日	10,226,369	-	19	10,226,350

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	8,734,143	100.00
製造業	975,252	11.17
農業	4,657	0.05
林業	44	0.00
漁業	6,489	0.07
鉱業	4,370	0.05
建設業	314,450	3.60
電気・ガス・熱供給・水道業	13,462	0.15
情報通信業	79,215	0.91
運輸業	358,518	4.10
卸売・小売業	727,665	8.33
金融・保険業	264,011	3.02
不動産業	1,110,314	12.71
各種サービス業	894,006	10.24
地方公共団体	131,536	1.51
その他	3,850,151	44.09
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-
政府等	-	-
金融機関	-	-
その他	-	-
合計	8,734,143	

業種別	平成21年 9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	8,699,187	100.00
製造業	1,024,697	11.78
農業、林業	4,191	0.05
漁業	7,231	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	3,924	0.05
建設業	275,413	3.17
電気・ガス・熱供給・水道業	13,714	0.16
情報通信業	68,869	0.79
運輸業、郵便業	373,693	4.30
卸売業、小売業	702,534	8.08
金融業、保険業	248,746	2.86
不動産業、物品賃貸業	2,309,944	26.55
その他の各種サービス業	729,468	8.39
地方公共団体	111,024	1.28
その他	2,825,733	32.46
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-
政府等	-	-
金融機関	-	-
その他	-	-
合計	8,699,187	

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。また、第1四半期連結会計期間から、個人に関する業種区分についても精緻化を図るため、業種の見直しを実施しており、この見直しにより、平成21年9月30日の「不動産業、物品賃貸業」は1,181,450百万円増加し、「その他」は同額減少しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金は減少したものの、コールマネー等の増加などにより、997億4千1百万円の収入（前第2四半期連結会計期間は1,760億8千7百万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得などにより、152億8千8百万円の支出（前第2四半期連結会計期間は1,351億1千2百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後資金の調達などにより394億2千6百万円の収入（前第2四半期連結会計期間は266億1千9百万円の支出）となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、3,847億4千3百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間に持ち直しの動きが見られたものの、依然として厳しい景気状況が続く中で、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化・金融の円滑化という役割を果たすことがいっそう求められております。当行グループは、平成19年4月に策定した中期経営計画「New Horizon」で定めた「提携を活用した機能拡充」、「人財投資の強化」、「横浜ブランドの確立」の3つの基本テーマに引き続き取り組んでいくとともに、こうした事業環境を踏まえ、「ローコストオペレーションの徹底」、「人財パフォーマンスの向上」、「与信管理の強化」に努め、さらなる財務体質の強化や収益基盤の確立に力を注ぎ、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」となることを目指してまいります。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識のもと、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的におこなうことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	112,954	107,145	5,808
経費 (除く臨時処理分) ()	51,473	49,747	1,726
人件費 ()	19,430	19,252	178
物件費 ()	28,658	27,274	1,384
税金 ()	3,384	3,220	164
実質業務純益	61,480	57,398	4,082
一般貸倒引当金繰入額 ()	9,520	4,936	4,584
業務純益	51,960	52,461	501
うち債券関係損益	6,206	1,449	4,757
臨時損益	26,156	30,279	4,123
不良債権処理額 ()	29,238	30,791	1,553
貸出金償却 ()	10,077	13,775	3,698
個別貸倒引当金繰入額 ()	18,948	16,688	2,260
延滞債権等売却損 ()	6	11	5
その他 ()	205	317	112
株式等関係損益	5,145	3,277	1,868
その他の臨時損益	2,063	2,765	702
経常利益	25,804	22,181	3,623
特別損益	1,030	367	1,397
固定資産処分損益	256	891	635
償却債権取立益	1,287	523	764
税引前中間純利益	26,834	21,813	5,021
法人税、住民税及び事業税 ()	20,106	17,200	2,906
法人税等調整額 ()	9,306	8,572	734
法人税等合計 ()	10,799	8,628	2,171
中間純利益	16,034	13,185	2,849
与信費用 ()	38,758	35,728	3,030
実質与信費用 ()	37,471	35,205	2,266

- (注) 1 . 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2 . 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分)
3 . 業務純益 = 実質業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額
4 . 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
7 . 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8 . 与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額
9 . 実質与信費用 = 与信費用 - 償却債権取立益

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
(1) 資金運用利回	1.99	1.84	0.15
（イ）貸出金利回	2.18	1.99	0.19
（ロ）有価証券利回	1.22	1.18	0.04
(2) 資金調達原価	1.22	1.08	0.14
（イ）預金等利回	0.25	0.13	0.12
（ロ）外部負債利回	0.53	1.29	0.76
(3) 総資金利鞘	0.77	0.76	0.01

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
実質業務純益ベース	17.68	16.87	0.81
業務純益ベース	14.94	15.42	0.48
中間純利益ベース	4.61	3.87	0.74

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
預金（未残）	9,819,212	10,028,148	208,936
預金（平残）	9,915,791	10,160,131	244,340
貸出金（未残）	8,790,801	8,737,583	53,218
貸出金（平残）	8,724,238	8,882,278	158,040

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
個人	7,650,498	7,724,903	74,405
法人	1,781,622	1,889,739	108,117
公金	265,537	278,595	13,058
金融機関	119,689	132,666	12,977
合計	9,817,347	10,025,904	208,557

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	3,844,135	3,990,736	146,601
住宅ローン残高	3,496,122	3,645,011	148,889
その他ローン残高	348,013	345,725	2,288

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	7,003,666	6,999,767	3,899
総貸出金残高	百万円	8,790,801	8,737,583	53,218
中小企業等貸出金比率	/ %	79.67	80.11	0.44
中小企業等貸出先件数	件	392,111	316,083	76,028
総貸出先件数	件	393,165	317,113	76,052
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.73	99.67	0.06

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)
支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	5	53	9	251
信用状	220	2,403	198	1,903
保証	1,807	103,570	1,569	91,883
計	2,032	106,027	1,776	94,038

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628	215,628
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	177,244	177,244
	利益剰余金	267,702	253,565
	自己株式()	6,752	677
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	7,019	7,020
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	29	129
	連結子法人等の少数株主持分	44,993	48,427
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	274	2,133
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	8,277	7,516
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	30,933	12,646
計 (A)	652,340	665,001	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注)1	40,000	40,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,417	24,107
	一般貸倒引当金	1,094	1,734
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	20,000	137,300
	うち永久劣後債務(注)2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	20,000	137,300
	計	45,511	163,142
うち自己資本への算入額 (B)	45,511	163,142	
控除項目	控除項目(注)4 (C)	41,285	22,253
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	656,567	805,890
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	5,799,530	6,254,110
	オフ・バランス取引等項目	209,658	290,762
	信用リスク・アセットの額 (E)	6,009,189	6,544,872
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	433,086	441,183
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	34,646	35,294
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	-	-
	計(E) + (F) + (H) (I)	6,442,275	6,986,056
連結自己資本比率(国内基準) = D / I × 100 (%)	10.19	11.53	
(参考) Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)	10.12	9.51	

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628	215,628
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	177,244	177,244
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	38,384	38,384
	その他利益剰余金	228,531	215,148
	その他	40,220	40,220
	自己株式（ ）	6,752	677
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	7,019	7,020
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	29	129
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	8,277	7,516
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	37,201	19,639
計 (A)	640,787	651,901	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	40,000	40,000	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,417	24,107
	一般貸倒引当金	1	2
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	20,000	137,300
	うち永久劣後債務（注）2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	20,000	137,300
	計	44,419	161,410
うち自己資本への算入額 (B)	44,419	161,410	
控除項目	控除項目（注）4 (C)	46,762	28,887
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	638,444	784,424
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	5,693,224	6,229,262
	オフ・バランス取引等項目	187,991	271,816
	信用リスク・アセットの額 (E)	5,881,216	6,501,078
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（(G) / 8%） (F)	418,203	421,814
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	33,456	33,745
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	-	-
	計 (E) + (F) + (H) (I)	6,299,419	6,922,893
単体自己資本比率（国内基準） = D / I × 100 (%)	10.13	11.33	
（参考）Tier 1 比率 = A / I × 100 (%)	10.17	9.41	

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	741	1,176
危険債権	1,267	1,283
要管理債権	628	432
正常債権	88,590	87,460

第3【設備の状況】

(1)【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,361,071,054	1,361,071,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)1, 2
計	1,361,071,054	1,361,071,054	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。

2. 「提出日現在発行数」には、平成21年11月1日から四半期報告書を提出する日までの旧商法に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使、平成13年改正旧商法に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使並びに会社法に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法に基づく新株引受権(ストックオプション)、平成13年改正旧商法に基づく新株予約権(ストックオプション)並びに会社法に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から平成22年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	684,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から平成23年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,036
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から平成24年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	630
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	630,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から平成25年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,968
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,968,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から平成26年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,288,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成20年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,506
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日から平成50年7月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
2. 新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株といたします。ただし、募集新株予約権割当日以降、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整いたします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
- また、募集新株予約権割当日以降、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものといたします。
- なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。
- 新株予約権者が平成49年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成49年7月10日から平成50年7月9日といたします。
- 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。
4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数といたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定いたします。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、募集新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間の満了日までといたします。
- (6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。また、募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要することといたします。
- (8) 以下の、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定するものといたします。

平成21年6月23日開催の取締役会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,772
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	277,200(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日から平成51年7月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 455 資本組入額 228
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1. 「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
2. 「1(2) 平成20年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権」の(注)2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。
- 新株予約権者が平成50年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年7月9日から平成51年7月8日といたします。
- 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。
4. 「1(2) 平成20年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権」の(注)4に記載のとおりであります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	1,361,071	-	215,628,617	-	177,244,414

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	94,752	6.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	58,391	4.29
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	39,911	2.93
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	36,494	2.68
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	36,494	2.68
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	36,494	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	32,647	2.39
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,709	1.96
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	14,901	1.09
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	14,738	1.08
計	-	391,532	28.76

(注) ドッチ・アンド・コックスから平成19年9月21日付で大量保有報告書の写しの提出があり、その後平成20年2月22日付、平成21年1月7日付及び平成21年4月6日付で変更報告書の写しの提出を受けておりますが、当行として平成21年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、当該報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ドッチ・アンド・コックス (Dodge & Cox)	アメリカ合衆国カリフォルニア州 94104、サンフランシスコ、カリフォルニア・ストリート555、40階	48,831	3.56

上記「所有株式数の数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、平成21年4月6日付変更報告書に記載されている割合を転記しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,153,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,356,262,000	1,356,260	同上
単元未満株式	普通株式 3,656,054	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,361,071,054	-	-
総株主の議決権	-	1,356,260	-

(注)上記の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が23,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数23個含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3丁目1番1号	1,153,000	-	1,153,000	0.08
計	-	1,153,000	-	1,153,000	0.08

(注)上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	432	497	530	544	549	527
最低(円)	393	415	457	474	499	421

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、監査法人トーマツの中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。
なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	431,708	671,115	623,224
コールローン及び買入手形	150,713	104,213	72,076
買入金銭債権	267,802	226,908	246,295
特定取引資産	30,601	7 31,356	7 59,916
有価証券	1, 7, 13 1,246,033	1, 7, 13 1,457,046	1, 7, 13 1,348,507
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,734,143	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,699,187	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,961,222
外国為替	6 6,198	6 5,853	6 7,257
リース債権及びリース投資資産	72,292	62,075	67,498
その他資産	7 165,550	7 151,298	7 134,525
有形固定資産	9, 10 136,633	9, 10 129,924	9, 10 137,076
無形固定資産	16,317	17,919	18,941
繰延税金資産	55,129	63,759	68,042
支払承諾見返	419,984	376,360	400,362
貸倒引当金	85,622	110,188	110,413
資産の部合計	11,647,488	11,886,830	12,034,535
負債の部			
預金	7 9,785,865	7 10,014,056	7 10,158,230
譲渡性預金	185,190	212,293	130,520
コールマネー及び売渡手形	7 224,862	186,514	7 127,764
特定取引負債	1,061	1,475	1,426
借入金	7 106,757	7, 11 123,469	7, 11 250,293
外国為替	65	43	45
社債	12 20,000	12 64,300	12 34,300
その他負債	145,023	141,570	194,063
退職給付引当金	84	107	91
特別法上の引当金	-	1	0
睡眠預金払戻損失引当金	900	892	879
偶発損失引当金	320	526	420
再評価に係る繰延税金負債	9 22,333	9 22,048	9 22,048
支払承諾	419,984	376,360	400,362
負債の部合計	10,912,448	11,143,662	11,320,448
純資産の部			
資本金	215,628	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244	177,244
利益剰余金	267,702	253,565	247,545
自己株式	6,752	677	712
株主資本合計	653,823	645,761	639,706
その他有価証券評価差額金	4,098	17,388	5,517
繰延ヘッジ損益	216	11	69
土地再評価差額金	9 31,927	9 31,524	9 31,524
評価・換算差額等合計	36,242	48,901	25,937
新株予約権	29	129	87
少数株主持分	44,944	48,377	48,354
純資産の部合計	735,039	743,168	714,086
負債及び純資産の部合計	11,647,488	11,886,830	12,034,535

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間		前連結会計年度の要約
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結損益計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	177,678		154,256		338,729
資金運用収益	115,445		101,216		224,099
(うち貸出金利息)	95,512		88,750		190,945
(うち有価証券利息配当金)	8,684		8,442		16,263
役務取引等収益	23,449		24,559		47,586
特定取引収益	444		756		1,169
その他業務収益	28,458		22,671		54,110
その他経常収益	1 9,880		1 5,052		1 11,763
経常費用	153,512		132,809		330,279
資金調達費用	20,950		9,680		33,318
(うち預金利息)	13,472		7,087		22,521
役務取引等費用	3,297		4,385		9,281
特定取引費用	-		42		56
その他業務費用	24,248		19,231		45,777
営業経費	54,684		55,599		111,378
その他経常費用	2 50,331		2 43,870		2 130,467
経常利益	24,165		21,447		8,449
特別利益	1,939		1,016		3,218
固定資産処分益	-		-		140
償却債権取立益	1,939		1,016		3,078
特別損失	257		896		1,497
固定資産処分損	257		895		1,497
その他の特別損失	-		0		-
税金等調整前中間純利益	25,847		21,567		10,170
法人税、住民税及び事業税	21,115		17,881		21,586
法人税等調整額	10,570		9,712		19,464
法人税等合計	10,545		8,168		2,121
少数株主利益	187		572		703
中間純利益	15,115		12,826		7,344

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	215,597	215,628	215,597
当中間期変動額			
新株の発行	31	-	31
当中間期変動額合計	31	-	31
当中間期末残高	215,628	215,628	215,628
資本剰余金			
前期末残高	177,213	177,244	177,213
当中間期変動額			
新株の発行	31	-	31
当中間期変動額合計	31	-	31
当中間期末残高	177,244	177,244	177,244
利益剰余金			
前期末残高	261,520	247,545	261,520
当中間期変動額			
剰余金の配当	8,905	6,799	15,704
中間純利益	15,115	12,826	7,344
自己株式の処分	27	7	114
自己株式の消却	-	-	5,909
土地再評価差額金の取崩	-	-	408
当中間期変動額合計	6,182	6,019	13,974
当中間期末残高	267,702	253,565	247,545
自己株式			
前期末残高	705	712	705
当中間期変動額			
自己株式の取得	6,136	17	6,391
自己株式の処分	89	51	476
自己株式の消却	-	-	5,909
当中間期変動額合計	6,046	34	6
当中間期末残高	6,752	677	712
株主資本合計			
前期末残高	653,625	639,706	653,625
当中間期変動額			
新株の発行	62	-	62
剰余金の配当	8,905	6,799	15,704
中間純利益	15,115	12,826	7,344
自己株式の取得	6,136	17	6,391
自己株式の処分	62	44	362
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	408
当中間期変動額合計	197	6,054	13,918
当中間期末残高	653,823	645,761	639,706

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	17,384	5,517	17,384
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,286	22,905	22,901
当中間期変動額合計	13,286	22,905	22,901
当中間期末残高	4,098	17,388	5,517
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	39	69	39
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	256	58	29
当中間期変動額合計	256	58	29
当中間期末残高	216	11	69
土地再評価差額金			
前期末残高	31,927	31,524	31,927
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	-	402
当中間期変動額合計	-	-	402
当中間期末残高	31,927	31,524	31,524
評価・換算差額等合計			
前期末残高	49,271	25,937	49,271
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,029	22,963	23,334
当中間期変動額合計	13,029	22,963	23,334
当中間期末残高	36,242	48,901	25,937
新株予約権			
前期末残高	-	87	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	29	41	87
当中間期変動額合計	29	41	87
当中間期末残高	29	129	87
少数株主持分			
前期末残高	45,450	48,354	45,450
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	506	22	2,903
当中間期変動額合計	506	22	2,903
当中間期末残高	44,944	48,377	48,354

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	748,348	714,086	748,348
当中間期変動額			
新株の発行	62	-	62
剰余金の配当	8,905	6,799	15,704
中間純利益	15,115	12,826	7,344
自己株式の取得	6,136	17	6,391
自己株式の処分	62	44	362
土地再評価差額金の取崩	-	-	408
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13,506	23,027	20,342
当中間期変動額合計	13,308	29,081	34,261
当中間期末残高	735,039	743,168	714,086

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	25,847	21,567	10,170
減価償却費	7,467	5,772	15,845
のれん償却額	125	324	535
貸倒引当金の増減()	29,305	225	54,100
役員賞与引当金の増減額(は減少)	85	-	85
退職給付引当金の増減額(は減少)	10	15	17
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,072	-	1,072
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	18	13	1
偶発損失引当金の増減()	203	106	303
資金運用収益	115,445	101,216	224,099
資金調達費用	20,950	9,680	33,318
有価証券関係損益()	1,175	1,907	27,979
為替差損益(は益)	318	1,251	627
固定資産処分損益(は益)	257	895	1,357
特定取引資産の純増()減	20,878	28,560	8,436
特定取引負債の純増減()	893	49	528
貸出金の純増()減	215,493	262,034	442,571
預金の純増減()	178,506	144,174	201,106
譲渡性預金の純増減()	29,733	81,773	24,936
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	4,129	136,823	76,405
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	102,491	4,140	41,953
コールローン等の純増()減	103,877	12,767	202,777
コールマネー等の純増減()	22,082	58,750	75,015
外国為替(資産)の純増()減	2,603	1,403	3,662
外国為替(負債)の純増減()	9	2	9
リース債権及びリース投資資産の純増()減	1,257	5,126	5,783
資金運用による収入	116,805	104,325	226,224
資金調達による支出	19,614	9,827	32,687
その他	1,465	89,223	80,392
小計	54,197	89,622	165,792
法人税等の支払額	28,538	1,689	48,809
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,735	87,932	116,983

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	589,776	255,090	975,951
有価証券の売却による収入	451,051	78,763	553,547
有価証券の償還による収入	255,785	106,717	416,939
有形固定資産の取得による支出	6,046	2,541	12,749
有形固定資産の売却による収入	108	6,494	370
無形固定資産の取得による支出	2,752	2,266	5,629
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	-	6,744
その他	56	579	109
投資活動によるキャッシュ・フロー	108,313	68,502	30,328
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	-	10,000	63,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	-	30,000	34,300
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	20,000	-	40,000
株式の発行による収入	62	-	62
配当金の支払額	8,905	6,799	15,704
少数株主への配当金の支払額	605	605	1,207
自己株式の取得による支出	6,136	17	6,391
自己株式の売却による収入	62	44	362
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,522	32,622	34,421
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	20	31
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,932	52,032	121,044
現金及び現金同等物の期首残高	211,666	332,711	211,666
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 201,734	1 384,743	1 332,711

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 浜銀ファイナンス株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 4社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 浜銀ファイナンス株式会社 浜銀ＴＴ証券株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 4社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、浜銀ＴＴ証券株式会社及び株式会社バンクカードサービスは、株式の取得により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 4社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。</p>
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 11社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 11社</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>（追加情報） 当中間連結会計期間末に保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額により行っております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券は 13,479百万円増加しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、主として定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 リース資産 同左	(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 リース資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 86,317百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 121,142百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 95,026百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
	<p>(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 偶発損失引当金の計上基準 同左</p>
		<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(11) リース取引の処理方法 (借手側) 当行並びに国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 (借手側) 同左	(11) リース取引の処理方法 (借手側) 同左
	(12) リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(12) リース取引の収益・費用の計上基準 同左	(12) リース取引の収益・費用の計上基準 同左
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(13) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(13) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		なお、上記、以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	なお、上記、以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
	(14)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これにより、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ1,468百万円減少しております。セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年連結会計年度末日における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これにより、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ757百万円減少しております。また、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、平成19年連結会計年度末日における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものについては、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 10,326百万円増加、「繰延税金資産」は 4,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 6,132百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社の出資金775百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は50,164百万円、延滞債権額は152,302百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,842百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,038百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は265,347百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,282百万円です。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社の出資金546百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は87,078百万円、延滞債権額は161,407百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,835百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は30,421百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は291,743百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,527百万円です。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社の出資金653百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は104,566百万円、延滞債権額は156,057百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,535百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,985百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は294,144百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、55,032百万円です。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>481,148百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>17,387百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>27,885百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>53,100百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>70,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,594百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 6,115百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,793,092百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,104,105百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	481,148百万円	貸出金	17,387百万円	預金	27,885百万円	コールマネー及び 売渡手形	53,100百万円	借入金	70,900百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>860,739百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>60,937百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>6,999百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>20,357百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,837百万円及びその他資産4,344百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 6,200百万円です。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,737,716百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,060,953百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	860,739百万円	貸出金	60,937百万円	特定取引資産	6,999百万円	預金	20,357百万円	借入金	20,000百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>723,844百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>64,902百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>41,987百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>30,573百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び 売渡手形</td> <td>26,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>155,247百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 120,069百万円及びその他資産 1,585百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 6,144百万円です。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,742,304百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,139,686百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	723,844百万円	貸出金	64,902百万円	特定取引資産	41,987百万円	預金	30,573百万円	コールマネー及び 売渡手形	26,500百万円	借入金	155,247百万円
有価証券	481,148百万円																																	
貸出金	17,387百万円																																	
預金	27,885百万円																																	
コールマネー及び 売渡手形	53,100百万円																																	
借入金	70,900百万円																																	
有価証券	860,739百万円																																	
貸出金	60,937百万円																																	
特定取引資産	6,999百万円																																	
預金	20,357百万円																																	
借入金	20,000百万円																																	
有価証券	723,844百万円																																	
貸出金	64,902百万円																																	
特定取引資産	41,987百万円																																	
預金	30,573百万円																																	
コールマネー及び 売渡手形	26,500百万円																																	
借入金	155,247百万円																																	

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 159,423百万円</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は210,549百万円であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,335百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 155,910百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は187,815百万円であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,335百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 162,056百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 63,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は192,580百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 8,724百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 32,755百万円、貸出金償却 11,983百万円及び株式等償却 3,548百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 3,929百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 24,284百万円及び貸出金償却 16,903百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益 9,557百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、株式等償却 29,653百万円及び貸出金償却 27,201百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,370,947	124	-	1,371,071	(注)1
合計	1,370,947	124	-	1,371,071	
自己株式					
普通株式	883	10,558	113	11,329	(注)2,3
合計	883	10,558	113	11,329	

- (注)1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による新株の発行によるものです。
 2. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 10,000千株及び単元未満株式の買取請求 558千株によるものであります。
 3. 自己株式数の減少は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡 68千株並びに単元未満株式の買増請求 45千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					29	
合計						29	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日取締役会	普通株式	8,905	6.5	平成20年3月31日	平成20年6月2日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日取締役会	普通株式	6,798	利益剰余金	5.0	平成20年9月30日	平成20年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	-	-	1,361,071	
合計	1,361,071	-	-	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,204	37	88	1,153	(注) 1, 2
合計	1,204	37	88	1,153	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株並びに単元未満株式の買増請求 9千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					129	
合計						129	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日
平成21年5月13日取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月1日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日
平成21年11月13日取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成21年9月30日	平成21年12月7日

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	1,370,947	124	10,000	1,361,071	(注) 1, 2
合計	1,370,947	124	10,000	1,361,071	
自己株式					
普通株式	883	11,085	10,764	1,204	(注) 3, 4
合計	883	11,085	10,764	1,204	

- (注) 1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による新株の発行によるものであります。
2. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。
3. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 10,000千株及び単元未満株式の買取請求 1,085千株によるものであります。
4. 自己株式数の減少は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストック・オプション）の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による譲渡 113千株、自己株式の消却 10,000千株並びに単元未満株式の買増請求 651千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					87	
合計						87	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日
平成20年5月15日取締役会	普通株式	8,905	6.5	平成20年3月31日	平成20年6月2日
平成20年11月14日取締役会	普通株式	6,798	5.0	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たりの金額（円）	基準日	効力発生日
平成21年5月13日取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 431,708百万円 日本銀行以外への預け金 229,974百万円 現金及び現金同等物 201,734百万円	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 671,115百万円 日本銀行以外への預け金 286,372百万円 現金及び現金同等物 384,743百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 623,224百万円 日本銀行以外への預け金 290,512百万円 現金及び現金同等物 332,711百万円

(リース取引関係)
(借手側)

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																														
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">33百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">97百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">309百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">407百万円</td> </tr> </table> 		有形固定資産	取得価額相当額	54百万円	減価償却累計額相当額	20百万円	中間連結会計期間末残高相当額	33百万円	1年内	9百万円	1年超	17百万円	合計	26百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	97百万円	1年超	309百万円	合計	407百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 同左 <p>同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">90百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">199百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">290百万円</td> </tr> </table> 		有形固定資産	取得価額相当額	54百万円	減価償却累計額相当額	29百万円	中間連結会計期間末残高相当額	24百万円	1年内	8百万円	1年超	8百万円	合計	17百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	4百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	90百万円	1年超	199百万円	合計	290百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> </table> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">94百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">251百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">346百万円</td> </tr> </table> 		有形固定資産	取得価額相当額	54百万円	減価償却累計額相当額	25百万円	年度末残高相当額	29百万円	1年内	9百万円	1年超	12百万円	合計	21百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	9百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	94百万円	1年超	251百万円	合計	346百万円
	有形固定資産																																																																															
取得価額相当額	54百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	20百万円																																																																															
中間連結会計期間末残高相当額	33百万円																																																																															
1年内	9百万円																																																																															
1年超	17百万円																																																																															
合計	26百万円																																																																															
支払リース料	4百万円																																																																															
減価償却費相当額	4百万円																																																																															
支払利息相当額	0百万円																																																																															
1年内	97百万円																																																																															
1年超	309百万円																																																																															
合計	407百万円																																																																															
	有形固定資産																																																																															
取得価額相当額	54百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	29百万円																																																																															
中間連結会計期間末残高相当額	24百万円																																																																															
1年内	8百万円																																																																															
1年超	8百万円																																																																															
合計	17百万円																																																																															
支払リース料	4百万円																																																																															
減価償却費相当額	4百万円																																																																															
支払利息相当額	0百万円																																																																															
1年内	90百万円																																																																															
1年超	199百万円																																																																															
合計	290百万円																																																																															
	有形固定資産																																																																															
取得価額相当額	54百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	25百万円																																																																															
年度末残高相当額	29百万円																																																																															
1年内	9百万円																																																																															
1年超	12百万円																																																																															
合計	21百万円																																																																															
支払リース料	9百万円																																																																															
減価償却費相当額	9百万円																																																																															
支払利息相当額	0百万円																																																																															
1年内	94百万円																																																																															
1年超	251百万円																																																																															
合計	346百万円																																																																															

(貸手側)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																								
1. ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 74,789百万円 見積残存価額部分 8,618百万円 受取利息相当額 11,217百万円 <hr/> 合計 72,190百万円 (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>19</td><td>24,699</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>19</td><td>19,521</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>12</td><td>14,001</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>2</td><td>8,961</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>1</td><td>4,611</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>-</td><td>2,994</td></tr> <tr><td>合計</td><td>55</td><td>74,789</td></tr> </tbody> </table>		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	19	24,699	1年超 2年以内	19	19,521	2年超 3年以内	12	14,001	3年超 4年以内	2	8,961	4年超 5年以内	1	4,611	5年超	-	2,994	合計	55	74,789	1. ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 62,812百万円 見積残存価額部分 7,706百万円 受取利息相当額 8,688百万円 <hr/> 合計 61,830百万円 (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>67</td><td>22,152</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>56</td><td>16,547</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>41</td><td>11,412</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>34</td><td>7,011</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>22</td><td>3,508</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>41</td><td>2,178</td></tr> <tr><td>合計</td><td>265</td><td>62,812</td></tr> </tbody> </table>		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	67	22,152	1年超 2年以内	56	16,547	2年超 3年以内	41	11,412	3年超 4年以内	34	7,011	4年超 5年以内	22	3,508	5年超	41	2,178	合計	265	62,812	1. ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 69,009百万円 見積残存価額部分 8,199百万円 受取利息相当額 9,842百万円 <hr/> 合計 67,366百万円 (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>39</td><td>23,562</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>37</td><td>18,037</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>21</td><td>12,742</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>18</td><td>7,978</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>13</td><td>4,050</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>8</td><td>2,637</td></tr> <tr><td>合計</td><td>139</td><td>69,009</td></tr> </tbody> </table> <p>・リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によるしております。</p> <p>このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が2,982百万円少なく計上されております。</p>		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	39	23,562	1年超 2年以内	37	18,037	2年超 3年以内	21	12,742	3年超 4年以内	18	7,978	4年超 5年以内	13	4,050	5年超	8	2,637	合計	139	69,009
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																								
1年以内	19	24,699																																																																								
1年超 2年以内	19	19,521																																																																								
2年超 3年以内	12	14,001																																																																								
3年超 4年以内	2	8,961																																																																								
4年超 5年以内	1	4,611																																																																								
5年超	-	2,994																																																																								
合計	55	74,789																																																																								
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																								
1年以内	67	22,152																																																																								
1年超 2年以内	56	16,547																																																																								
2年超 3年以内	41	11,412																																																																								
3年超 4年以内	34	7,011																																																																								
4年超 5年以内	22	3,508																																																																								
5年超	41	2,178																																																																								
合計	265	62,812																																																																								
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																								
1年以内	39	23,562																																																																								
1年超 2年以内	37	18,037																																																																								
2年超 3年以内	21	12,742																																																																								
3年超 4年以内	18	7,978																																																																								
4年超 5年以内	13	4,050																																																																								
5年超	8	2,637																																																																								
合計	139	69,009																																																																								
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 13百万円 1年超 47百万円 <hr/> 合計 61百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 31百万円 1年超 109百万円 <hr/> 合計 140百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 23百万円 1年超 97百万円 <hr/> 合計 120百万円																																																																								

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	34,901	35,298	396
地方債	56,173	56,692	518
社債	19,499	19,720	220
合計	110,574	111,711	1,136

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	153,296	163,208	9,912
債券	653,270	656,281	3,010
国債	409,307	412,902	3,594
地方債	54,775	54,739	36
社債	189,187	188,639	547
その他	247,210	238,534	8,676
合計	1,053,777	1,058,024	4,246

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。なお、当中間連結会計期間末に保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を考慮し、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券は13,479百万円増加しております。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,639百万円(うち、株式3,548百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	30,868
その他有価証券	
事業債	204,966
信託受益権	72,724
非上場株式	12,258

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	35,914	36,904	989
地方債	86,280	88,557	2,277
社債	18,336	19,030	694
合計	140,531	144,493	3,961

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	119,797	136,775	16,978
債券	892,294	906,626	14,331
国債	597,081	608,607	11,525
地方債	108,624	109,770	1,145
社債	186,588	188,248	1,660
その他	192,404	188,402	4,001
合計	1,204,496	1,231,804	27,307

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、132百万円（うち、株式 132百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当中間連結会計期間末において、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は9,621百万円増加、「繰延税金資産」は3,908百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,713百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	16,790
その他有価証券	
事業債	192,595
信託受益権	71,383
非上場株式	12,204

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	35,918	36,790	871	875	3
地方債	71,212	72,324	1,112	1,125	13
社債	18,906	19,370	463	463	0
合計	126,037	128,485	2,447	2,464	16

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額(百万円)	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	131,039	129,047	1,992	16,558	18,551
債券	804,879	807,118	2,239	8,252	6,012
国債	482,137	484,704	2,567	7,387	4,820
地方債	111,500	111,798	297	381	84
社債	211,241	210,616	625	482	1,108
その他	221,788	211,933	9,854	673	10,528
合計	1,157,707	1,148,099	9,608	25,484	35,092

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、30,779百万円（うち、株式 24,709百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（追加情報）

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものについては、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 10,326百万円増加、「繰延税金資産」は 4,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 6,132百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
事業債	21,243
その他有価証券	
事業債	194,009
信託受益権	72,030
非上場株式	12,511

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日現在)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日現在)
該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成21年 3月31日現在)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成20年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	4,247
その他有価証券	4,247
() 繰延税金負債	197
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,049
() 少数株主持分相当額	48
その他有価証券評価差額金	4,098

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金 (平成21年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	27,308
その他有価証券	27,308
() 繰延税金負債	9,970
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	17,337
() 少数株主持分相当額	50
その他有価証券評価差額金	17,388

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金 (平成21年 3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	9,607
その他有価証券	9,607
(+) 繰延税金資産	3,985
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,622
() 少数株主持分相当額	105
その他有価証券評価差額金	5,517

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)
前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	2,471	6	6
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	4,110,694	4,097	4,097
	金利オプション	-	-	-
	その他	90,720	201	1,766
	合計	-	3,888	5,856

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	330,960	2,116	2,116
	為替予約	456,722	66	66
	通貨オプション	117,834	20	864
	その他	-	-	-
	合計	-	2,202	3,047

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引 (平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

4. 債券関連取引 (平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物	5,384	5	5
	債券先物オプション	-	-	-
店頭	債券店頭オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	5	5

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引 (平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引 (平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	3,291,803	4,113	4,113
	金利オプション	-	-	-
	その他	83,765	52	1,610
	合計	-	4,061	5,724

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	283,276	1,980	1,980
	為替予約	447,693	56	56
	通貨オプション	84,344	74	720
	その他	-	-	-
	合計	-	1,999	2,645

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

5. 商品関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

前連結会計年度末

1. 金利関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	3,891,299	4,048	4,048
	金利オプション	-	-	-
	その他	81,218	77	1,666
	合計	-	3,971	5,714

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	305,284	2,098	2,098
	為替予約	342,936	58	58
	通貨オプション	91,153	14	697
	その他	-	-	-
	合計	-	2,171	2,854

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

5. 商品関連取引（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 29百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 7 当行使用人で執行役員たる地位にある者: 11
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 178,800株
付与日	平成20年7月9日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成20年7月10日から平成50年7月9日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	647

(注) 株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 58百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 8 当行使用人で執行役員たる地位にある者: 10
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 277,200株
付与日	平成21年7月8日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成21年7月9日から平成51年7月8日まで
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	454

(注) 株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 当連結会計年度において付与されたストック・オプションにかかる当連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 87百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役: 7 当行使用人で執行役員たる地位にある者: 11
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 178,800株
付与日	平成20年7月9日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成20年7月10日から平成50年7月9日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの数

	平成20年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	178,800
失効	-
権利確定	134,900
未確定残	43,900
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	134,900
権利行使	-
失効	-
未行使残	134,900

単価情報

	平成20年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	647

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	31.979%
予想残存期間	4年11ヵ月
予想配当 (注) 2	11.50円/株
無リスク利率 (注) 3	1.183%

(注) 1. 4年11ヵ月(平成15年8月8日から平成20年7月9日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2. 過去1年の配当実績であります。

3. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事 業(百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	155,050	20,558	2,069	177,678	-	177,678
(2) セグメント間の内部経常収益	580	51	2,430	3,063	(3,063)	-
計	155,631	20,610	4,500	180,741	(3,063)	177,678
経常費用	129,170	22,330	5,139	156,640	(3,127)	153,512
経常利益(は経常損失)	26,460	1,720	639	24,101	64	24,165

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他の事業.....保証、ベンチャーキャピタル業等

3. 会計処理の方法の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)を適用しております。これにより、「リース業」の経常利益は1,468百万円減少しております。

当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事 業(百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	130,231	19,947	4,077	154,256	-	154,256
(2) セグメント間の内部経常収益	535	110	3,328	3,973	(3,973)	-
計	130,766	20,057	7,406	158,230	(3,973)	154,256
経常費用	107,983	20,699	8,113	136,796	(3,987)	132,809
経常利益(は経常損失)	22,783	641	707	21,433	13	21,447

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業.....銀行業
- (2) リース業.....リース業
- (3) その他の事業.....保証、ベンチャーキャピタル、金融商品取引業等

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事 業(百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	291,665	42,214	4,849	338,729	-	338,729
(2) セグメント間の内部経常収益	1,182	165	4,955	6,303	(6,303)	-
計	292,848	42,380	9,804	345,032	(6,303)	338,729
経常費用	281,870	43,422	11,367	336,660	(6,380)	330,279
経常利益（は経常損失）	10,977	1,042	1,563	8,372	77	8,449

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他の事業.....保証、ベンチャーキャピタル、金融商品取引業等

3. 会計処理の方法の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）を適用しております。これにより、「リース業」の経常利益は757百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	507.49	510.81	489.49
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	11.04	9.43	5.38
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	11.02	9.42	5.38

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	15,115	12,826	7,344
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	15,115	12,826	7,344
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	1,368,374	1,359,876	1,364,140
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	-
普通株式増加数	千株	2,029	344	561
新株予約権	千株	1,696	344	399
新株引受権	千株	333	-	161
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	新株引受権2種類(新株予約権の数 1,187千株)。 新株予約権3種類(新株予約権の数 7,292個)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株予約権2種類(新株予約権の数 6,256個)。 なお、上記新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	735,039	743,168	714,086
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	44,974	48,506	48,442
新株予約権	百万円	29	129	87
少数株主持分	百万円	44,944	48,377	48,354
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	690,065	694,662	665,644
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	1,359,742	1,359,917	1,359,866

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

	前第2四半期連結会計期間 （自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
経常収益	92,385	79,015
資金運用収益	57,975	49,480
（うち貸出金利息）	47,986	43,292
（うち有価証券利息配当金）	4,823	4,356
役務取引等収益	12,289	13,052
特定取引収益	177	359
その他業務収益	13,049	11,414
その他経常収益	1	4,707
経常費用	90,611	67,439
資金調達費用	10,043	4,695
（うち預金利息）	6,812	3,438
役務取引等費用	3,101	3,089
特定取引費用	-	19
その他業務費用	14,588	8,890
営業経費	27,449	28,957
その他経常費用	2	21,786
経常利益	1,774	11,575
特別利益	1,026	570
償却債権取立益	1,026	570
特別損失	185	362
固定資産処分損	185	362
その他の特別損失	-	0
税金等調整前四半期純利益	2,615	11,783
法人税、住民税及び事業税	8,758	10,255
法人税等調整額	7,544	5,852
法人税等合計	1,213	4,402
少数株主利益	135	540
四半期純利益	1,536	6,840

前第2四半期連結会計期間 （自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
1. その他経常収益には、株式等売却益 8,033百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 3,905百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 26,804百万円、貸出金償却 5,568百万円及び株式等償却 1,348百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 10,467百万円及び貸出金償却 9,671百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	428,927	668,667	620,552
コールローン	150,713	104,213	72,076
買入金銭債権	255,018	220,206	237,228
特定取引資産	30,601	7 31,356	7 59,916
有価証券	1, 7, 13 1,249,704	1, 7, 13 1,466,459	1, 7, 13 1,357,930
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,790,801	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,737,583	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 9,008,333
外国為替	6 6,198	6 5,853	6 7,257
その他資産	7 142,385	7 131,015	7 112,485
有形固定資産	9, 10 138,487	9, 10 131,640	9, 10 138,825
無形固定資産	15,471	14,511	15,096
繰延税金資産	45,893	53,060	58,410
支払承諾見返	106,027	94,038	101,899
貸倒引当金	71,803	95,479	96,681
資産の部合計	11,288,428	11,563,127	11,693,332
負債の部			
預金	7 9,819,212	7 10,028,148	7 10,175,032
譲渡性預金	185,190	233,793	152,020
コールマネー	7 224,862	186,514	7 127,764
特定取引負債	1,061	1,475	1,426
借入金	7, 11 112,520	7, 11 134,621	7, 11 259,853
外国為替	65	289	45
社債	12 20,000	12 64,300	12 34,300
その他負債	106,467	101,556	152,046
未払法人税等	20,573	17,272	302
その他の負債	85,894	84,284	151,743
睡眠預金払戻損失引当金	900	892	879
偶発損失引当金	320	526	420
再評価に係る繰延税金負債	9 22,333	9 22,048	9 22,048
支払承諾	106,027	94,038	101,899
負債の部合計	10,598,961	10,868,207	11,027,737
純資産の部			
資本金	215,628	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244	177,244
資本準備金	177,244	177,244	177,244
利益剰余金	266,901	253,511	247,133
利益準備金	38,384	38,384	38,384
その他利益剰余金	228,516	215,127	208,749
固定資産圧縮積立金	1,490	1,456	1,456
別途積立金	118,234	118,234	118,234
繰越利益剰余金	108,792	95,437	89,059
自己株式	6,752	677	712
株主資本合計	653,021	645,706	639,294
その他有価証券評価差額金	4,272	17,570	5,241
繰延ヘッジ損益	216	11	69
土地再評価差額金	9 31,927	9 31,524	9 31,524
評価・換算差額等合計	36,416	49,084	26,213
新株予約権	29	129	87
純資産の部合計	689,467	694,920	665,595
負債及び純資産の部合計	11,288,428	11,563,127	11,693,332

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度の要約
	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	損益計算書 (自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	155,509		130,703		292,609
資金運用収益	115,445		101,169		224,047
(うち貸出金利息)	95,638		88,756		191,128
(うち有価証券利息配当金)	8,635		8,456		16,181
役務取引等収益	21,908		21,495		43,969
特定取引収益	444		329		1,028
その他業務収益	7,924		2,759		11,790
その他経常収益	1 9,784		1 4,949		1 11,773
経常費用	129,705		108,521		282,979
資金調達費用	21,391		10,142		34,199
(うち預金利息)	13,503		7,091		22,566
役務取引等費用	5,103		6,418		13,120
特定取引費用	-		42		56
その他業務費用	6,275		2,004		8,896
営業経費	2 53,155		2 52,024		106,721
その他経常費用	3 43,779		3 37,889		3 119,985
経常利益	25,804		22,181		9,629
特別利益	1,287		523		2,229
固定資産処分益			-		140
償却債権取立益			523		2,089
特別損失	256		891		1,494
固定資産処分損			891		1,494
税引前中間純利益	26,834		21,813		10,365
法人税、住民税及び事業税	20,106		17,200		19,533
法人税等調整額	9,306		8,572		17,821
法人税等合計	10,799		8,628		1,711
中間純利益	16,034		13,185		8,653

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	215,597	215,628	215,597
当中間期変動額			
新株の発行	31	-	31
当中間期変動額合計	31	-	31
当中間期末残高	215,628	215,628	215,628
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	177,213	177,244	177,213
当中間期変動額			
新株の発行	31	-	31
当中間期変動額合計	31	-	31
当中間期末残高	177,244	177,244	177,244
資本剰余金合計			
前期末残高	177,213	177,244	177,213
当中間期変動額			
新株の発行	31	-	31
当中間期変動額合計	31	-	31
当中間期末残高	177,244	177,244	177,244
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	38,384	38,384	38,384
当中間期変動額			
利益準備金の積立	0	-	0
当中間期変動額合計	0	-	0
当中間期末残高	38,384	38,384	38,384
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	1,490	1,456	1,490
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	54
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	89
当中間期変動額合計	-	-	34
当中間期末残高	1,490	1,456	1,456
別途積立金			
前期末残高	118,234	118,234	118,234
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	118,234	118,234	118,234
繰越利益剰余金			
前期末残高	101,690	89,059	101,690
当中間期変動額			
剰余金の配当	8,905	6,799	15,704
利益準備金の積立	0	-	0
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	54
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	89
中間純利益	16,034	13,185	8,653
自己株式の処分	27	7	114
自己株式の消却	-	-	5,909
土地再評価差額金の取崩	-	-	408
当中間期変動額合計	7,102	6,378	12,631
当中間期末残高	108,792	95,437	89,059

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	259,798	247,133	259,798
当中間期変動額			
剰余金の配当	8,905	6,799	15,704
利益準備金の積立	-	-	-
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
中間純利益	16,034	13,185	8,653
自己株式の処分	27	7	114
自己株式の消却	-	-	5,909
土地再評価差額金の取崩	-	-	408
当中間期変動額合計	7,102	6,378	12,665
当中間期末残高	266,901	253,511	247,133
自己株式			
前期末残高	705	712	705
当中間期変動額			
自己株式の取得	6,136	17	6,391
自己株式の処分	89	51	476
自己株式の消却	-	-	5,909
当中間期変動額合計	6,046	34	6
当中間期末残高	6,752	677	712
株主資本合計			
前期末残高	651,903	639,294	651,903
当中間期変動額			
新株の発行	62	-	62
剰余金の配当	8,905	6,799	15,704
中間純利益	16,034	13,185	8,653
自己株式の取得	6,136	17	6,391
自己株式の処分	62	44	362
自己株式の消却	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	408
当中間期変動額合計	1,117	6,412	12,609
当中間期末残高	653,021	645,706	639,294
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	17,453	5,241	17,453
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,181	22,812	22,695
当中間期変動額合計	13,181	22,812	22,695
当中間期末残高	4,272	17,570	5,241
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	39	69	39
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	256	58	29
当中間期変動額合計	256	58	29
当中間期末残高	216	11	69
土地再評価差額金			
前期末残高	31,927	31,524	31,927
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	-	402
当中間期変動額合計	-	-	402
当中間期末残高	31,927	31,524	31,524

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	49,341	26,213	49,341
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12,925	22,870	23,127
当中間期変動額合計	12,925	22,870	23,127
当中間期末残高	36,416	49,084	26,213
新株予約権			
前期末残高	-	87	-
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	29	41	87
当中間期変動額合計	29	41	87
当中間期末残高	29	129	87
純資産合計			
前期末残高	701,245	665,595	701,245
当中間期変動額			
新株の発行	62	-	62
剰余金の配当	8,905	6,799	15,704
中間純利益	16,034	13,185	8,653
自己株式の取得	6,136	17	6,391
自己株式の処分	62	44	362
土地再評価差額金の取崩	-	-	408
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12,895	22,912	23,040
当中間期変動額合計	11,778	29,324	35,649
当中間期末残高	689,467	694,920	665,595

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>当中間会計期間末に保有する変動利付国債の時価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を考慮し、合理的に算定された価額により行っております。これにより、市場価格によって評価した場合に比べ、有価証券は 13,479百万円増加しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 74,545百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 105,189百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 81,644百万円であります。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(3) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(3) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 偶発損失引当金 同左	(4) 偶発損失引当金 同左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。		(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当中間会計期間末において、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 9,621百万円増加、「繰延税金資産」は 3,908百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 5,713百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したもののについては、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 10,326百万円増加、「繰延税金資産」は 4,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 6,132百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																																
<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 9,277百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 50,075百万円、延滞債権額は 147,680百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 8,840百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 54,038百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 260,634百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、62,282百万円です。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>481,148百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>17,387百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>27,885百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>53,100百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>70,900百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,594百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 5,961百万円です。</p>	有価証券	481,148百万円	貸出金	17,387百万円	預金	27,885百万円	コールマネー	53,100百万円	借入金	70,900百万円	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 15,867百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 87,057百万円、延滞債権額は 155,511百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 12,835百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,421百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 285,825百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,527百万円です。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>860,739百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>60,937百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>6,999百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>20,357百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>20,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,837百万円及びその他資産 4,344百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 5,890百万円です。</p>	有価証券	860,739百万円	貸出金	60,937百万円	特定取引資産	6,999百万円	預金	20,357百万円	借入金	20,000百万円	<p>1. 関係会社の株式及び出資額総額 15,953百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は104,437百万円、延滞債権額は 151,506百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 8,530百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 24,985百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 289,460百万円です。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、55,032百万円です。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>723,844百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>64,902百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>41,987百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>30,573百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>26,500百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>155,247百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 120,069百万円及びその他資産 1,585百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は 5,832百万円です。</p>	有価証券	723,844百万円	貸出金	64,902百万円	特定取引資産	41,987百万円	預金	30,573百万円	コールマネー	26,500百万円	借入金	155,247百万円
有価証券	481,148百万円																																	
貸出金	17,387百万円																																	
預金	27,885百万円																																	
コールマネー	53,100百万円																																	
借入金	70,900百万円																																	
有価証券	860,739百万円																																	
貸出金	60,937百万円																																	
特定取引資産	6,999百万円																																	
預金	20,357百万円																																	
借入金	20,000百万円																																	
有価証券	723,844百万円																																	
貸出金	64,902百万円																																	
特定取引資産	41,987百万円																																	
預金	30,573百万円																																	
コールマネー	26,500百万円																																	
借入金	155,247百万円																																	

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,845,024百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,146,702百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,235百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 104,506百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 41,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は210,549百万円です。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,795,738百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,105,703百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,335百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 101,304百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は187,815百万円です。</p>	<p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,799,921百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,186,420百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してあります。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,335百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 108,094百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 104,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は192,580百万円です。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. その他経常収益には、株式等売却益 8,490百万円を含んでおります。 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 4,002百万円 無形固定資産 2,853百万円 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 28,469百万円、貸出金償却 10,077百万円及び株式等償却 3,228百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 3,663百万円を含んでおります。 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 2,537百万円 無形固定資産 2,780百万円 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 21,625百万円及び貸出金償却 13,775百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 9,277百万円を含んでおります。 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 63,912百万円、株式等償却 28,939百万円及び貸出金償却 22,849百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	883	10,558	113	11,329	(注) 1, 2
合計	883	10,558	113	11,329	

(注) 1. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 10,000千株及び単元未満株式の買取請求 558千株によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡 68千株並びに単元未満株式の買増請求 45千株によるものであります。

当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,204	37	88	1,153	(注) 1, 2
合計	1,204	37	88	1,153	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株並びに単元未満株式の買増請求 9千株によるものであります。

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	883	11,085	10,764	1,204	(注) 1, 2
合計	883	11,085	10,764	1,204	

(注) 1. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 10,000千株及び単元未満株式の買取請求 1,085千株によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡 113千株、自己株式の消却 10,000千株並びに単元未満株式の買増請求 651千株によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																												
<p>1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">118百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中間会計期間末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	有形固定資産		取得価額相当額	118百万円	減価償却累計額相当額	43百万円	中間会計期間末残高相当額	75百万円	1年内	22百万円	1年超	48百万円	合計	71百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	1百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">118百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">66百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中間会計期間末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">52百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>・利息相当額の算定方法 同左</p>	有形固定資産		取得価額相当額	118百万円	減価償却累計額相当額	66百万円	中間会計期間末残高相当額	52百万円	1年内	22百万円	1年超	26百万円	合計	48百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	1百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">有形固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">118百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">54百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>・利息相当額の算定方法 同左</p>	有形固定資産		取得価額相当額	118百万円	減価償却累計額相当額	54百万円	期末残高相当額	63百万円	1年内	22百万円	1年超	37百万円	合計	59百万円	支払リース料	25百万円	減価償却費相当額	22百万円	支払利息相当額	3百万円
有形固定資産																																																														
取得価額相当額	118百万円																																																													
減価償却累計額相当額	43百万円																																																													
中間会計期間末残高相当額	75百万円																																																													
1年内	22百万円																																																													
1年超	48百万円																																																													
合計	71百万円																																																													
支払リース料	12百万円																																																													
減価償却費相当額	11百万円																																																													
支払利息相当額	1百万円																																																													
有形固定資産																																																														
取得価額相当額	118百万円																																																													
減価償却累計額相当額	66百万円																																																													
中間会計期間末残高相当額	52百万円																																																													
1年内	22百万円																																																													
1年超	26百万円																																																													
合計	48百万円																																																													
支払リース料	12百万円																																																													
減価償却費相当額	11百万円																																																													
支払利息相当額	1百万円																																																													
有形固定資産																																																														
取得価額相当額	118百万円																																																													
減価償却累計額相当額	54百万円																																																													
期末残高相当額	63百万円																																																													
1年内	22百万円																																																													
1年超	37百万円																																																													
合計	59百万円																																																													
支払リース料	25百万円																																																													
減価償却費相当額	22百万円																																																													
支払利息相当額	3百万円																																																													
<p>2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">156百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">309百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">466百万円</td> </tr> </table>	1年内	156百万円	1年超	309百万円	合計	466百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">137百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">197百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">334百万円</td> </tr> </table>	1年内	137百万円	1年超	197百万円	合計	334百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年内</td> <td style="text-align: right;">158百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">251百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">409百万円</td> </tr> </table>	1年内	158百万円	1年超	251百万円	合計	409百万円																																										
1年内	156百万円																																																													
1年超	309百万円																																																													
合計	466百万円																																																													
1年内	137百万円																																																													
1年超	197百万円																																																													
合計	334百万円																																																													
1年内	158百万円																																																													
1年超	251百万円																																																													
合計	409百万円																																																													

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

平成21年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・6,799百万円

1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成21年12月7日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月12日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月11日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月12日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第148期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月11日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第149期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。